

平成 27 年 5 月 27 日
国立大学法人評価委員会決定

第 3 期中期目標・中期計画の審議体制について

1. 体制

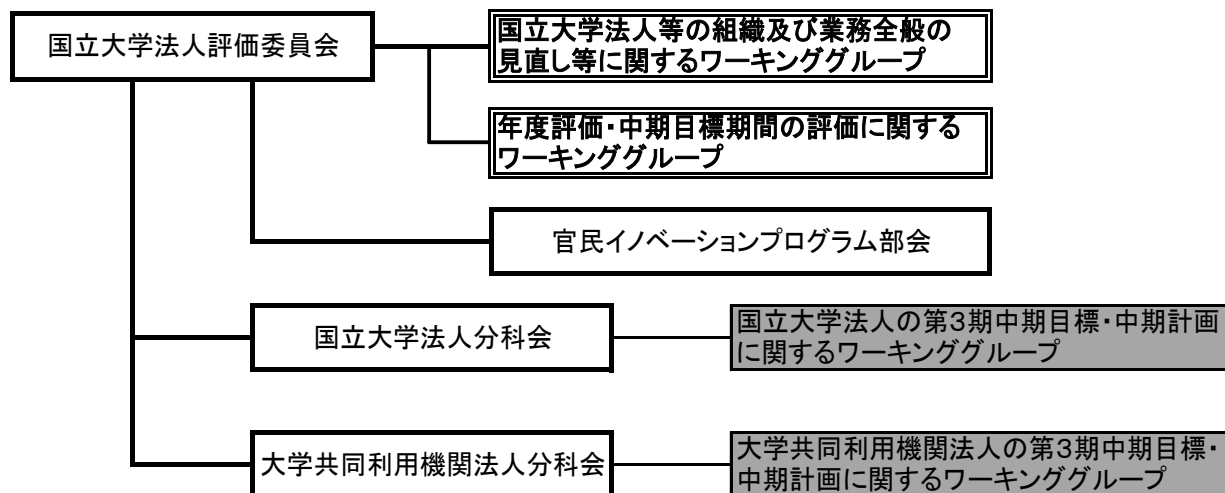
第 3 期の中期目標・中期計画については、国立大学法人分科会及び大学共同利用機関法人分科会において審議する。

国立大学法人分科会及び大学共同利用機関法人分科会における審議に際しては、きめ細かな検討を行うため、それぞれの分科会の下に中期目標・中期計画に関するワーキンググループを設置する。

2. 審議の観点

第 3 期中期目標期間を見据えた適切なものとなっているか、各法人に通知予定の「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（文部科学大臣決定）に示す見直し内容が適切に反映されているか等について、専門的な観点から審議を行う。

3. ワーキンググループ（イメージ）



（構成員）

ワーキンググループは、分科会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員により構成する。

（検討事項）

第 3 期中期目標・中期計画に関する事項